

2026 年 9 月 24 日

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害により
被害を受けられました皆さまへ

ネットライフ火災少額短期保険株式会社

火災保険更新手続きに関する特別措置のお知らせ

このたび令和8年台風第 25 号に伴う災害により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用決定を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆さまに対し、下記の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただくことといたしましたのでご案内申し上げます。

記

【災害救助法適用時の特別措置】

災害救助法適用地域内にお住まいの皆さまを対象に火災保険の更新手続き（契約のお申込み及び保険料のお支払い）を、『災害救助法が適用された日』から最大 2 カ月間猶予させていただきます。この措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社へお申し出ください。

お客さまコールセンター：022-266-0991

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始の休業日を除く）

■災害救助法適用地域と法適用日

災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

適用地域		法適用日 (公示日)
千葉県 (15 市 8 町 1 村)	銚子市（ちょうし） 木更津市（きさらづし） 野田市（のだし） 成田市（なりたし） 旭市（あさひし） 勝浦市（かつうらし） 流山市（ながれやまし） 鴨川市（かもがわし） 君津市（きみつし） 富津市（ふつつし） 袖ヶ浦市（そでがうらし） 南房総市（みなみぼうそうし） 匝瑳市（そうさし） 香取市（かとりし） いすみ市（いすみし） 栄町（さかえまち） 神崎町（こうざきまち） 横芝光町（よこしばひかりまち） 睦沢町（むつざわまち） 長生村（ちょうせいむら） 長南町（ちょうなんまち） 大多喜町（おおたきまち） 御宿町（おんじゆくまち） 鋸南町（きよなんまち）	9 月 20 日 (9 月 21 日)
東京都 (1 町)	大島町（おおしままち）	9 月 21 日 (9 月 21 日)

末筆にて失礼と存じますが、ご自愛くださいますようお願い申し上げます。

以上